

《資料編》

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例	1～6
高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則	7～18
高槻市議会政務活動費の交付に関する事務処理要領	19～40
政務活動費の交付に係る公表及び公開に関する取扱要領	41～43
高槻市議会政務活動費運営協議会設置要領	44

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例

平成19年12月20日

条例第36号

高槻市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年高槻市条例第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、高槻市議会議員（以下「議員」という。）に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（平20条例22・平24条例79・一部改正）

（政務活動費の交付）

第2条 政務活動費は、議員の職務が住民意思を代表し、政策を形成することであることに鑑み、議員の政策形成能力及び高槻市議会（以下「議会」という。）の審議機能を高めるための調査研究に関する活動（以下「政務活動」という。）に必要な経費として、議員に対して交付するものとする。

（平24条例79・一部改正）

（政務活動費の額）

第3条 政務活動費の月額、議員1人につき70,000円とする。

（平24条例79・一部改正）

（交付の方法等）

第4条 政務活動費は、四半期ごとに、当該四半期に属する最初の月（以下「交付月」という。）の初日に在職する議員に対し、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、1の四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの月数分を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、1の四半期の途中において議員となった者に対する政務活動費は、当該議員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合にあつては、当月）に、当該議員となった日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合にあつては、当月分）から当該四半期の最終月までの政務活動費を交付する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、1の四半期の途中において、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、その者は、当該議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が月の初日に当たる場合にあっては、当月分)以降の政務活動費を市に返還しなければならない。
- 4 政務活動費は、交付月の15日(その日が高槻市の休日を定める条例(平成2年高槻市条例第27号)第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その前日)に交付する。ただし、これにより難いときは、市長が別に定めるところによる。

(平24条例79・一部改正)

(政務活動)

第5条 政務活動は、次に掲げる議員としての活動とする。

- (1) 議会審議に係る案件及び市政の課題に関する調査研究及び情報収集のための活動
- (2) 市民、各種団体関係者等(以下「市民等」という。)からの要望及び意見の聴取並びに情報収集並びに市民等との意見交換のための活動
- (3) 議会活動等に関し市民に対して行う広報活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める活動

(平24条例79・一部改正)

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条の2 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表の左欄に掲げる費目の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

- 2 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動に係る前項の経費の範囲において政務活動費を使用しなければならない。

(平24条例79・追加)

(会派共用費)

第6条 議会の会派(以下「会派」という。)に所属する議員は、交付を受けた政務活動費の全部又は一部を当該会派が行う政務活動に必要な経費(以下「会派共用費」という。)として、使用することができる。

- 2 前2条の規定は、会派共用費について準用する。

(平24条例79・一部改正)

(会派共用費の届出等)

第7条 所属する議員から会派共用費を徴収しようとする会派の代表者は、あらかじめ、その旨及び徴収しようとする会派共用費の額を議長に届け出なければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合は、速やかに議長に届け出なければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、速やかに議長に届け出なければならない。

(経理責任者)

第8条 会派共用費を徴収しようとする会派は、会派共用費の収入及び支出に関する経理責任者を置かなければならない。

(政務活動費収支報告書等の提出)

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は、毎年5月31日までに前年度に交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出について、別表の左欄に掲げる費目の区分に従い政務活動費収支報告書を作成し、当該支出に係る会計帳簿、領収書等の証拠書類を添付して、議長に提出しなければならない。この場合において、会派共用費を支出した議員は、当該会派共用費の支出に係る会計帳簿、領収書等の証拠書類の添付を省略することができる。

2 前項前段の規定にかかわらず、議員でなくなったときは、議員であった者(死亡した議員にあっては、その相続人)は、当該事由の生じた日から30日以内に政務活動費収支報告書を作成し、当該支出に係る会計帳簿、領収書等の証拠書類を添付して、議長に提出しなければならない。

3 第1項前段及び前項の規定は、会派共用費について準用する。この場合において、第1項前段中「政務活動費の交付を受けた議員」とあるのは「経理責任者」と、「交付を受けた政務活動費」とあるのは「所属する議員から徴収した会派共用費」と、「政務活動費収支報告書」とあるのは「会派共用費収支報告書」と、前項中「前項前段」とあるのは「次項において準用する前項前段」と、「議員でなくなった」とあるのは「会派が解散した」と、「議員であった者(死亡した議員にあっては、その相続人)」とあるのは「当該会派の経理責任者であった者」と、「政務活動費収支報告書」とあるのは「会派共用費収支報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

(平24条例79・一部改正)

(議長の調査権)

第10条 議長は、政務活動費の適正な運用を図るため、前条の規定により提出された政務活動費収支報告書及び会派共用費収支報告書(これらの報告書に添付される証拠書類を含む。第12条において同じ。)について、必要に応じて調査することができる。

2 議長は、政務活動費が第5条の2第1項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の経費の範囲において使用されていないと認めるときは、その修正を求めることができる。

(平24条例79・一部改正)

(政務活動費等の返還)

第11条 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から政務活動に必要な経費として支出した総額を控除した額に残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を市に返還しなければならない。

2 前項の規定は、会派共用費について準用する。この場合において、同項中「議員」とあるのは「経理責任者」と、「交付を受けた政務活動費」とあるのは「所属する議員から徴収した会派共用費を」と、「政務活動費を」とあるのは「会派共用費を」とそれぞれ読み替えるものとする。

(平24条例79・一部改正)

(政務活動費収支報告書等の保存)

第12条 議長は、第9条の規定により提出された政務活動費収支報告書及び会派共用費収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(平24条例79・一部改正)

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

(平24条例79・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高槻市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成20年度以降に交付される政務調査費について適用し、平成19年度までに交付され

た政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月30日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月19日条例第79号）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
- 2 改正後の高槻市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に改正前の高槻市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 高槻市附属機関設置条例（平成24年高槻市条例第36号）の一部を次のように改正する。
別表市長高槻市特別職報酬等審議会の項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

別表（第5条の2、第9条関係）

費目	内容
研修会・会議費	研修会及び会議に係る経費（講師謝金、出席者負担金・会費等）
資料購入及び作成費	資料の購入及び作成に係る経費（図書及び資料等購入費、翻訳料、印刷費、写真・コピー代等）
広報費	広報に係る経費（広報紙印刷費、郵送料、送料等）
使用料及び借上料	会議室等の使用及び借上げに係る経費（会場使用料、事務機器リース料等）
通信運搬費	通信運搬に係る経費（通信料等）
旅費及び交通費	移動に係る経費（旅費、交通費、燃料費、自動車借上料等）
事務雑費	その他の経費として上記各費目に該当しないもの（文具費、消耗器材費、事務機器の購入費及び修理代等）
会派共用費	

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成20年1月31日

規則第3号

高槻市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成13年高槻市規則第21号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例(平成19年高槻市条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25規則2・一部改正)

(交付の申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、議長を経由して、政務活動費交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(平25規則2・一部改正)

(交付の決定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった議員について、交付すべき年間分の政務活動費の額を決定したときは、当該議員に対して政務活動費交付決定書(様式第2号)を交付するものとする。

(平25規則2・一部改正)

(交付の請求)

第4条 前条の政務活動費交付決定書の交付を受けた議員は、各四半期における政務活動費の交付日の10日前までに、政務活動費交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(平25規則2・一部改正)

(会派共用費の徴収等の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定による会派共用費を徴収する旨及び徴収する額の届出は、会派共用費届出書(様式第4号)により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定による変更の届出は、会派共用費変更届出書(様式第5号)により行うものとする。

3 条例第7条第3項の規定による会派の解散の届出は、会派解散届出書（様式第6号）により行うものとする。

（会派共用費届出書等の写しの送付等）

第6条 議長は、条例第7条の規定により提出された会派共用費届出書等の写しを市長に送付するとともに、当該届出の内容を公表するものとする。

（政務活動費収支報告書等）

第7条 条例第9条第1項の政務活動費収支報告書は、政務活動費収支報告書（様式第7号）とする。

2 条例第9条第3項において読み替えて準用する同条第1項の会派共用費収支報告書は、会派共用費収支報告書（様式第8号）とする。

（平25規則2・旧第8条繰上・一部改正）

（政務活動費収支報告書等の写しの送付）

第8条 議長は、条例第9条第1項の規定により提出された政務活動費収支報告書及び同条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により提出された会派共用費収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

（平25規則2・旧第9条繰上・一部改正）

（会計帳簿の調製等）

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は政務活動費の支出について、会派共用費を徴収した会派の経理責任者は会派共用費の支出について、それぞれ会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理するものとする。

（平25規則2・旧第10条繰上・一部改正）

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、所管部長が定める。

（平25規則2・旧第11条繰上・一部改正）

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の高槻市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、平成20年度以降に交付される政務調査費について適用し、平成19年度までに交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月26日規則第2号）

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正後の高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月26日規則第27号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、令和元年5月1日から施行する。ただし、次条第2項、第3項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の本則に掲げる規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付等が行われる許可書等における施行日以後の日に係る年又は年度の表示について適用し、施行日前に交付等が行われた許可書等における年又は年度の表示及び施行日以後に交付等が行われる許可書等における施行日前の日に係る年又は年度の表示については、なお従前の例による。

- 2 前条ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間に交付等が行われる許可書等における施行日以後の日に係る年又は年度の表示については、前項の規定にかかわらず、新規則の規定の例によるものとする。
- 3 新規則（前項においてその例による場合を含む。）の様式による年又は年度の表示により難い許可書等については、前2項の規定にかかわらず、当分の間、年又は年度の表示について所要の調整を行うことができるものとする。
- 4 この規則の施行の際、現に改正前の本則に掲げる規則の様式により作成されている用紙等は、当分の間、所要の調整の上、新規則の様式により作成した用紙等として使用することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

様式第1号（第2条関係）

（平25規則2・平31規則27・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

（平25規則2・平31規則27・一部改正）

様式第3号 (第4条関係)

(平25規則2・平31規則27・一部改正)

様式第4号 (第5条関係)

(平25規則2・平31規則27・一部改正)

様式第5号 (第5条関係)

(平25規則2・平31規則27・一部改正)

様式第6号 (第5条関係)

(平25規則2・平31規則27・一部改正)

様式第7号 (第7条関係)

(平25規則2・平31規則27・一部改正)

様式第8号 (第7条関係)

(平25規則2・平31規則27・一部改正)

様式第1号（第2条関係）

政務活動費交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）高槻市長
（高槻市議会議長経由）

議員名 印

令和 年度分の政務活動費の交付を受けたいので、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額 円
（令和 年 月から令和 年 月まで）

様式第2号（第3条関係）

政務活動費交付決定書

第 号
令和 年 月 日

議員名 様

高槻市長 印

令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度分の政務活動費の交付について、次のとおり決定しました。

交付決定額 円
(令和 年 月から令和 年 月まで)

様式第3号（第4条関係）

政務活動費交付請求書

令和 年 月 日

（宛先）高槻市長

議員名 印

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、
次のとおり政務活動費（令和 年度 第 四半期分）を請求します。

請求額 円
（令和 年 月から令和 年 月分まで）

様式第4号（第5条関係）

会派共用費届出書

令和 年 月 日

（宛先）高槻市議会議長

会 派 名

代表者名

印

会派共用費を徴収することとしたので、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により届け出ます。

会 派 構 成 員 数		人
徴収する会派共用費の額	議員1人当たり 月額	円
徴収する会派共用費の 年 度 の 合 計 額		円

様式第5号（第5条関係）

会派共用費変更届出書

令和 年 月 日

（宛先）高槻市議会議長

会 派 名

代表者名

印

先に届け出ました会派共用費届出書について、次のとおり変更がありましたので、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第2項の規定により届け出ます。

変更事項	
変更の理由	
変更年月日	令和 年 月 日

様式第6号（第5条関係）

会派解散届出書

令和 年 月 日

（宛先）高槻市議会議長

会 派 名

代表者名

印

次のとおり会派を解散しましたので、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第3項の規定により届け出ます。

解散会派の名称	
解 散 年 月 日	令和 年 月 日

様式第7号（第7条関係）

政務活動費収支報告書（令和 年度分）

令和 年 月 日

（宛先）高槻市議会議長

議員名

印

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり令和 年度分の政務活動費について収支を報告いたします。

1 収入 (単位：円)

費 目	金 額
政 務 活 動 費	
預 金 利 子	
合 計	

2 支出 (単位：円)

費 目	金 額	主たる支出の内容
研 修 会 ・ 会 議 費		
資 料 購 入 及 び 作 成 費		
広 報 費		
使 用 料 及 び 借 上 料		
通 信 運 搬 費		
旅 費 及 び 交 通 費		
事 務 雑 費		
会 派 共 用 費		
合 計		

3 残額 _____ 円

様式第8号（第7条関係）

会派共用費収支報告書（令和 年度分）

令和 年 月 日

（宛先）高槻市議会議長

会 派 名

経理責任者名

印

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により、次のとおり令和 年度分の会派共用費について収支を報告いたします。

1 収入 (単位：円)

費 目	金 額
会 派 共 用 費	
預 金 利 子	
合 計	

2 支出 (単位：円)

費 目	金 額	主たる支出の内容
研 修 会 ・ 会 議 費		
資 料 購 入 及 び 作 成 費		
広 報 費		
使 用 料 及 び 借 上 料		
通 信 運 搬 費		
旅 費 及 び 交 通 費		
事 務 雑 費		
合 計		

3 残額 _____ 円

高槻市議会政務活動費の交付に関する事務処理要領

平成20年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例(平成19年高槻市条例第36号。以下「条例」という。)及び高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成20年高槻市規則第3号。以下「規則」という。)に規定する政務活動費の事務処理に関し、必要な事項を定める。

(口座振替先の届出)

第2条 政務活動費の交付を受ける議員は、専用の預金通帳を整備し、口座振替先届出書(様式第1号)を市長に提出する。

(政務活動費の運用)

第3条 政務活動費は、条例第5条及び第5条の2の範囲内において、この要領に基づき事務処理を行う。

(事務処理上の費目)

第4条 政務活動費の事務処理においては、条例第5条の2別表で定める費目に従うものとする。ただし、費目の区分においては、この要領の定める範囲内において、その用途の目的に応じて区分することができる。

(会派共用費)

第5条 条例第7条第1項に定める会派共用費の届出は、規則第5条に基づき年度当初速やかに行い、その年度内は額を変更できない。

2 前項の届出において、議員の任期満了又は議会の解散等に伴う選挙後において新たに会派を結成したときは、会派結成後速やかに行う。

3 会派は、所属する議員から会派共用費を徴収する場合、議員に対して会派共用費領収書(様式第2号)を発行する。

4 会派共用費を徴収しようとする会派の代表者は、経理責任者届出書(様式第3号)を議長に提出するものとし、議長はその写しを市長に送付する。

5 会派共用費の支出は、会派共用費を徴収した会派の代表者が決定する。

(会計帳簿)

第6条 議員及び経理責任者は、規則第9条の規定により会計帳簿(様式第4号)を調製する。

(支出事務)

第7条 議員及び経理責任者は、政務活動費(会派共用費)支出書(様式第5号)により経費を支出し、支出に当たっては領収書を徴しなければならない。

ただし、領収書を徴し得ない場合にあっては、政務活動費(会派共用費)支払証明書(様式第6号)により支出した旨を証明する。

(研修会・会議費、使用料及び借上料)

第8条 研修会・会議への参加及び視察等に係る負担金や施設入場料は、研修会・会議費として区分し、政務活動実施報告書(様式第7号)を提出する。

2 研修会・会議を実施した場合の会場借上料は、使用料及び借上料として区分し、政務活動実施報告書(様式第7号)を提出する。

3 第1項における資料の購入等に係る経費は、研修会・会議費として区分し、政務活動実施報告書(様式第7号)を提出する。

4 第1項における施設の入場料又は負担金等は、施設の説明員等による説明を受けた場合に限り認められる。

(資料購入及び作成費)

第9条 図書を購入する場合は、資料購入及び作成費として政務活動費(会派共用費)支出書(様式第5号)に図書名を記載し、記入欄が不足する場合は、購入図書一覧(様式第8号)を併せて提出する。

2 前項の支出において、自己が所属する政党又は政治団体等が発行する機関誌及び図書に係る支出は認められない。

3 新聞の定期購読料等は、2紙目以上を対象とするとともに各紙1部に限る。

4 調査委託を実施するときは、政務活動実施報告書(様式第7号)を提出する。

(広報費)

第10条 広報を目的とした支出は、すべて広報費として区分する。

(通信運搬費)

第11条 郵送は、原則として料金別納郵便とする。

2 前項の郵送費用のうち広報に係る経費は、広報費として区分する。

(旅費及び交通費)

第12条 研修会、会議又は視察等に伴う出張旅費及び交通費の対象とする経費は、旅費及び交通費として区分した上で、「高槻市職員の旅費に関する条例」の適用を受ける特別職の職員の例により支出し、政務活動実施報告書(様式第7号)を提出する。

2 前項の支出において、宿泊手当及び特別車両料金(グリーン車)は認められない。

3 第1項の活動における自家用車等の使用時に、高速道路又は一時的に利用する駐車場の経費を対象とする場合は、旅費及び交通費として区分し、政務活動実施報告書(様式第7号)を提出する。

(タクシーの利用)

第13条 タクシーを使用した場合は、政務活動実施報告書(様式第7号)及びタク

シー利用明細書(様式第9号)を提出する。

(レンタカーの利用)

第14条 レンタカーを使用する場合は、レンタカー利用申請書(様式第10号)にてあらかじめ議長に申請の上、承認を受けなければならない。

2 前項におけるレンタカーを使用する場合は、旅費及び交通費として区分し、政務活動実施報告書(様式第7号)を提出する。

(預金利子の取り扱い)

第15条 政務活動費等により預金利子が生じた場合は、収入として計上する。

(議長の点検)

第16条 議長は、条例第10条第1項に基づき、政務活動費等の四半期ごとの執行内容について、当該四半期の翌月の末日までに点検を行う。

2 議長が不適切と認めた支出については、条例第10条第2項に基づき、該当議員又は会派に対しその補正及び修正を求めることができる。

(議員の責務)

第17条 議員及び経理責任者は、前条第1項の点検を受けるため、議長が別途定める期限までに、四半期ごとの会計帳簿等関係書類を議長に提出しなければならない。なお、会計帳簿等関係書類の提出においては、第1から第3四半期においては議長が別途定める政務活動実施報告チェックリスト、第4四半期においては、政務活動実施報告チェックリスト・第4四半期分に従い自主点検の上、当該チェックリストを添付しなければならない。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、政務活動費の事務処理に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要領は、平成20年度以降に交付される政務調査費について適用し、平成19年度までに交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成25年3月1日から施行する。

2 改正後の高槻市政務活動費の交付に関する事務処理要領の規定は、この要領の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成31年2月14日から施行する。

2 改正後の高槻市政務活動費の交付に関する事務処理要領の規定は、平成2

5年3月1日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高槻市政務活動費の交付に関する事務処理要領の規定は、令和8年4月1日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

様式第1号

口座振替先届出書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

議員名

政務活動費の口座振替先について、下記のように届け出ます。

銀行		支店
預金種別 (○で囲む) 1 普通 2 当座		口座番号
口座名義 (フリガナ)		

支出書番号

様式第2号

会派共用費領収書

令和 年 月 日

議員名 様

会 派 名
代 表 者

下記のとおり会派共用費として受領しました。

記

受領した額 円

その内訳 令和 年 月分から令和 年 月分まで

以上

様式第3号

経理責任者届出書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市議会議長

会 派 名
代 表 者 名

下記のとおり経理責任者を届け出ます。

記

経理責任者の氏名

以上

政 務 活 動 費 支 出 書

		支出書番号
会 派 名		令和 年度
議 員 名		費 目
下記の金額を支出する。		
金 額	百	拾
		万
		千
	百	拾
		円
ただし		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。 ・ 図書の購入は、図書名を明記（記入欄が不足する場合は様式第8号購入図書一覧を添付） 		
	購入年月日	図書名
1	年 月 日	
2	年 月 日	
3	年 月 日	
		金額

会 派 共 用 費 支 出 書

		支出書番号
会 派 名		令和 年 月 日発行
代 表 者		令和 年度
経理責任者		費 目
下記の金額を支出する。		
金 額	百	拾
		万
		千
		百
		拾
		円
ただし		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。 ・ 図書の購入は、図書名を明記（記入欄が不足する場合は様式8 購入図書一覧を添付） 		
	購入年月日	図書名
1	年 月 日	
2	年 月 日	
3	年 月 日	
		金額

様式第6号(その1)

政 務 活 動 費 支 払 証 明 書

							支出書番号
金 額							費 目
内				訳			
金 額	摘 要			支 払 先 (住所、氏名)			
理 由							
上記のとおり支払いしたことを証明します。							
令和 年 月 日							
氏 名							

様式第6号(その2)

会派共用費支払証明書

						支出書番号
金額						費目
内			訳			
金額	摘要			支払先(住所、氏名)		
理由						
上記のとおり支払いしたことを証明します。						
令和 年 月 日						
経理責任者						
氏名						

支出書番号	
-------	--

政務活動実施報告書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市議会議長

議員名
(又は会派名及び代表者名)

下記のとおり実施したので報告します。

実施日時	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
実施場所	
目 的	<input type="checkbox"/> 研修会・会議 <参加者 人> <input type="checkbox"/> 視察 <input type="checkbox"/> 調査委託 <input type="checkbox"/> その他 () *いずれかにチェックを付けてください。また、「その他」の場合は内容を記入してください。
活動の概要	

*参考となる書類があれば、添付してください。

*活動に関連して支出した費用は、次ページ費用内訳書に記載してください。

政務活動に係る費用内訳書

	費目	支出書 番号	摘要	金額
研修会 会議費	出席者負担金 (研修参加費等)			
	資料代等 (研修会資料等)			
	その他 ()			
資料購入 作成費	調査委託費			
	その他 ()			
使用料 借上料	会場借上料			
	その他 ()			
旅費 交通費	宿泊代 (管外のみ支出可)			
	公共交通機関等 (鉄道、航空、バス等)			
	タクシー			
	レンタカー (ガソリン代含む)			
	高速道路通行料			
	駐車場使用料 (一時借上げのみ)			
	その他 ()			
合計金額				

*交通費については、実際の交通経路等がわかる資料を添付してください。

*タクシー、高速道路通行料を使用した場合は、交通手段等利用明細書(様式第9号)を作成してください。

*レンタカーの使用は、レンタカー申請書(様式第10号)により事前申請が必要です。

購入図書一覧

番号	購入年月日	図書名	金額
1	年 月 日		
2	年 月 日		
3	年 月 日		
4	年 月 日		
5	年 月 日		
6	年 月 日		
7	年 月 日		
8	年 月 日		
9	年 月 日		
10	年 月 日		
11	年 月 日		
12	年 月 日		
13	年 月 日		
14	年 月 日		
15	年 月 日		
合計			

※支出書の図書名欄に記載しきれない場合は、この様式をご利用下さい。

支出書番号

様式第9号

タクシー利用申請書

使 用 日	令和 年 月 日 ()
使用の目的	<input type="checkbox"/> 研修会・会議 <input type="checkbox"/> 視 察 <input type="checkbox"/> 調 査 <input type="checkbox"/> その他 () * いずれかに○を付けてください。また、その他の場合は、その内容を記入してください。
使用区間	市 町 ~ 市 町
タクシーを使用した理由	<input type="checkbox"/> 他に利用できる公共交通機関（電車、バスなど）がなかったため。 <input type="checkbox"/> 利用できる公共交通機関はあったが、運行数が極端に少ないなど利便性が乏しかったため。 <input type="checkbox"/> タクシーを使用する方が経済的であったため。 <input type="checkbox"/> 緊急を要したため。 <input type="checkbox"/> その他の理由（健康上の理由など） () *いずれかに○を付けてください。また、その他の理由による場合は、具体的に記入してください。

支出書番号

様式第10号

レンタカー利用申請書

令和 年 月 日

(宛先)高槻市議会議長

議員名

(又は会派名及び代表者名)

下記のとおりレンタカーの利用について申請します。

実施日時	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
実施場所	
目的	<input type="checkbox"/> 研修会・会議 (参加者 人) <input type="checkbox"/> 視 察 <input type="checkbox"/> 調 査 <input type="checkbox"/> その他 () *いずれかにチェックを付けてください。また、「その他」の場合は、その内容を記入してください。
レンタカーを利用する理由	<input type="checkbox"/> 他に利用できる公共交通機関 (電車、バス、タクシーなど)がない場合 <input type="checkbox"/> 利用できる公共交通機関があっても運行数が極端に少ないなど利便性に乏しい場合 <input type="checkbox"/> 緊急を要する場合 <input type="checkbox"/> 数人の乗車により公共交通機関の利用よりも経済的である場合 <input type="checkbox"/> 災害等の場合 <input type="checkbox"/> その使用に合理的な理由 (健康上の理由など)がある場合 ()

政務活動費実施報告チェックリスト【第 四半期分 提出期限:令和 年 月 日】

確認日:令和 年 月 日

議員氏名

確認項目(□に✓マークをご記入ください)	
①会計帳簿	<input type="checkbox"/> 日付及び議員名欄が各ページに記載されている。 <input type="checkbox"/> 収入額(政務活動費の各回の振込及び利子収入)が各収入ごとに全て記載されている。 <input type="checkbox"/> 政務活動費の収入日が振込日と一致している。
②支出書	<input type="checkbox"/> 支出書の日付が領収書の日付以降となっている。 ※領収書が複数ある場合は、最新の領収書の日付以降となっている。 <input type="checkbox"/> 金額が領収書と一致している。 <input type="checkbox"/> 費目欄は政務活動費経費用途区分(「手引き」P14～)に基づき記入している。 <input type="checkbox"/> 図書購入の場合、図書名欄に図書名を記入している。 <input type="checkbox"/> 図書名欄に記載しきれない場合は、購入図書一覧に記入している。 <input type="checkbox"/> 支出書に添付した書類全てに、支出書番号を記載している。 【領収書】 <input type="checkbox"/> 領収書に、領収日・宛名・金額・品名が漏れなく記載されている。 <input type="checkbox"/> 四隅を糊付けして、貼付用紙に貼り付けている。 <input type="checkbox"/> 領収書が感熱紙の場合、原本とコピーを添付している。
③会計帳簿と支出書の整合	<input type="checkbox"/> 会計帳簿に記載した支払額に対応する支出書を全て作成している。 <input type="checkbox"/> 会計帳簿の日付・摘要・支払額・費目が、支出書と一致している。
視察や出張を行った場合は、以下の提出書類についてご確認ください。	
④視察や出張を行った場合の提出書類	<input type="checkbox"/> 支出書(①費目:旅費及び交通費 ②費目:研修会・会議費) <input type="checkbox"/> 領収書(①JR等の交通費 ②ホテル代 ③セミナー・研修の受講料 ④その他) <input type="checkbox"/> 領収書のコピー(領収書が感熱紙の場合) <input type="checkbox"/> 実際の交通経路等が分かる資料を支出書(①費目:旅費及び交通費)に添付している。 ※実際の経路・時間・料金・距離が分かるジョルダン等の乗換情報を添付している。 <input type="checkbox"/> 政務活動実施報告書(両面) ※表面:視察・研修・会議の内容や所感等を報告書に記載 ※裏面:関係する各支出書の①支出書番号 ②摘要 ③金額を記載 <input type="checkbox"/> 研修やセミナーの①開催日時 ②場所 ③内容が分かる資料やチラシ等のコピー ※政務活動費実施報告書に添付 <input type="checkbox"/> 支出書に添付した書類全てに、支出書番号を記載している。

政務活動費実施報告チェックリスト【第4四半期分 提出期限:令和 年 月 日】

確認日:令和 年 月 日

議員氏名 _____

確認項目(□に✓マークをご記入ください)	
①会計帳簿	<input type="checkbox"/> 日付及び議員名欄が各ページに記載されている。 <input type="checkbox"/> 収入額(政務活動費の各回の振込及び利子収入)が各収入ごとに全て記載されている。 <input type="checkbox"/> 政務活動費の収入日が振込日と一致している。
②支出書	<input type="checkbox"/> 支出書の日付が領収書の日付以降となっている。 ※領収書が複数ある場合は、最新の領収書の日付以降となっている。 <input type="checkbox"/> 金額が領収書と一致している。 <input type="checkbox"/> 費目欄は政務活動費経費使途区分(「手引き」P14～)に基づき記入している。 <input type="checkbox"/> 図書購入の場合、図書名欄(最下段)に図書名を記入している。 <input type="checkbox"/> 図書名欄に記載しきれない場合は、購入図書一覧に記入している。 <input type="checkbox"/> 支出書に添付した書類全てに、支出書番号を記載している。 【領収書】 <input type="checkbox"/> 領収書に、領収日・宛名・金額・品名が漏れなく記載されている。 <input type="checkbox"/> 四隅を糊付けして、貼付用紙に貼り付けている。 <input type="checkbox"/> 領収書が感熱紙の場合、原本とコピーを添付している。
③会計帳簿と 支出書の整合性	<input type="checkbox"/> 会計帳簿に記載した支払額に対応する支出書を全て作成している。 <input type="checkbox"/> 会計帳簿の日付・摘要・支払額・費目が、支出書と一致している。
④収支報告書	<input type="checkbox"/> 日付・議員名を記入し、押印している。 <input type="checkbox"/> 支出のある費目に対して「主たる支出の内容」を記載している。 <input type="checkbox"/> 単一費目の支出額が、交付総額の50%(42万円)を超えていない。 【通帳のコピー】 <input type="checkbox"/> 該当年度(4月から翌年3月)の通帳のコピーを添付している。
⑤収支報告書 と 会計帳簿の 整合性	<input type="checkbox"/> 収支報告書の日付が、会計帳簿の最終の支出日以降の日付になっている。 <input type="checkbox"/> 費目ごとの額が一致している。 <input type="checkbox"/> 残額が一致している。 <input type="checkbox"/> 利息が付いた場合、預金利息欄に利息額を記載している。

※視察や出張を行った場合は、裏面のチェックリストをご確認ください。

視察や出張を行った場合は、以下の提出書類についてご確認ください。	
<p>⑥視察や出張を行った場合の提出書類</p>	<p><input type="checkbox"/> 支出書(①費目:旅費及び交通費 ②費目:研修会・会議費)</p> <p><input type="checkbox"/> 領収書(①JR等の交通費 ②ホテル代 ③セミナー・研修の受講料 ④その他)</p> <p><input type="checkbox"/> 領収書のコピー(領収書が感熱紙の場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 実際の交通経路等が分かる資料を支出書(①費目:旅費及び交通費)に添付している。 ※実際の経路・時間・料金・距離が分かるジョルダン等の乗換情報を添付している。</p> <p><input type="checkbox"/> 政務活動実施報告書(両面) ※表面:視察・研修・会議の内容や所感等を報告書に記載 ※裏面:関係する各支出書の①支出書番号 ②摘要 ③金額を記載</p> <p><input type="checkbox"/> 研修やセミナーの①開催日時 ②場所 ③内容が分かる資料やチラシ等のコピー ※政務活動費実施報告書に添付</p> <p><input type="checkbox"/> 支出書に添付した書類全てに、支出書番号を記載している。</p>

(参考様式)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

--	--

- ※1 A4の領収書等は、用紙に貼らずに原本の右上に支出書番号を記入のうえ提出してください。
(本用紙の提出は必要ありません)
- ※2 領収書等は重なり合わないよう、四隅を糊付けして、なるべく枠内に貼り付けしてください。
- ※3 領収書等が複数枚あり、1枚に貼りきれない場合は、この用紙をコピーしてお使いください。
- ※4 感熱紙のレシートは、原本を用紙に貼ってください。(コピーは別紙をお願いします)
- ※5 向きを変えると枠内に貼付が可能な領収書等は、向きを変えて貼付してください。

政務活動費の交付に係る公表及び公開に関する取扱要領

(政務活動費に係る情報の公表)

- 1 会派共用費の届出の公表は、会派共用費届出公表書（別紙）により行うものとする。
- 2 議員及び会派共用費を徴収した会派から提出される政務活動費収支報告書及び会派共用費収支報告書は、その写しを情報公開窓口で閲覧に供するなどの方法により公表するものとする。
- 3 政務活動費の事務手続き、政務活動費（会派共用費も同じ）の経費使途区分の運用指針、政務活動費に関する要領は、議会及び市の情報公開窓口で閲覧に供するなどの方法により公表するものとする。

(政務活動費に係る情報の公開)

- 4 議員から提出される政務活動費収支報告書に添付されている領収書等の証拠書類（会派共用費を徴収した会派から提出される会派共用費収支報告書に添付されている領収書等の証拠書類についても同じ。）については、市の情報公開窓口において、情報公開手続きにより対応する。なお、この場合において、議会は速やかな事務処理に努めるものとする。
- 5 収支報告書に添付する領収書等の証拠書類とは、a. 会計帳簿、b. 政務活動費（会派共用費）支出書及び当該支出に係る領収書又は政務活動費（会派共用費）支払証明書（領収書を徴しえない場合）、c. 政務活動費の交付に関する事務処理要領において作成を義務付けられ収支報告書に添付することとなる文書であって、いずれも原本とする。
- 6 領収書等の記載事項は、原則として公開とする。ただし、会派又は議員が情報公開条例に基づき非開示とすると判断される場合にあっては、次のように取り扱うものとする。
 - a. 議員又は会派は、収支報告書の提出時に当該文書の写しを取り、そのうち非開示と判断される箇所に墨消しを施し、その文書の余白に非開示と判断された条例に基づく理由を明記して、墨消しのない原本とあわせて議長に提出する。
 - b. 議長は、議員又は会派が墨消しをした文書を参考にして、情報公開の判断をするものとする。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正後の政務活動費の交付に係る公表及び公開に関する取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別紙

会派共用費届出公表書

高槻市議会議長

印

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、同条例施行規則第5条第1項の規定により会派共用費の届出があったので、同条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり公表する。

記

(単位：人及び円)

会 派 名	会派構 成員数	議員1人当たりか ら徴収する月額	会派として徴収する 年度の合計額

以上

高槻市議会政務活動費運営協議会設置要領

(趣旨)

- 1 高槻市議会政務活動費の交付に関する条例（平成19年高槻市条例第36号）の適正な運用を図るため、高槻市議会政務活動費運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の所掌事項)

- 2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 政務活動費及び会派が徴収する会派共用費の適正な執行について
 - (2) 政務活動費及び会派共用費の運用に関し議長が諮問する事項について
 - (3) その他

(構成)

- 3 協議会は、各会派の代表者及び政務活動費の交付を受けている議員で会派に所属していない者をもって構成する。

(会長及び副会長)

- 4 協議会に会長及び副会長を置く。この場合において、会長及び副会長は会員の互選によって決定する。

(招集)

- 5 会長が、協議会を招集する。

(構成員の責務)

- 6 構成員は、協議事項について全会一致を得られるよう努めるものとする。

(委任)

- 7 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。